

札幌版次世代住宅補助制度(改修)に係る ヒアリング調査

調査説明書

令和8年8月

札幌市都市局市街地整備部住宅課

目次

1. 背景・目的	1
2. 参加対象者	1
3. 調査内容	1
4. スケジュール	1
5. 参加手続き	2
(1)参加申込	2
ア 参加申込期間	2
イ 参加申込フォーム	2
(2)調査回答票の提出	2
ア 調査回答票の提出期間	2
イ 提出先	2
(3)個別ヒアリングの実施	2
ア 実施期間	2
イ 実施方法	2
6. 留意事項	3
(1)参加者の取り扱い	3
(2)調査結果の取り扱い	3
(3)その他	3
7. 問い合わせ先	3

1.背景・目的

札幌市では、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指しており、その実現に向け、住宅から排出されるCO2の削減が重要であることから、住宅の高断熱・高気密化を推進しています。

本市では、独自の高断熱・高気密住宅基準である「札幌版次世代住宅基準」を定め、平成24年度から新築戸建住宅の高断熱化に取り組んできた結果、一定以上の断熱性能を持つ新築戸建住宅の普及が進んでいるが、一方で、既存戸建住宅の高断熱化は十分とは言えない状況です。今後は住宅部門から排出されるCO2削減により一層取り組むため、既存戸建住宅の高断熱化に向けた取組みを強化することといたします。

本調査は、「札幌版次世代住宅補助制度（改修）」の検討にあたり、事業者・団体の皆様のご意見や懸念点、課題等を把握し、事業要件のさらなる具体化を図ることを目的として実施するものです。

2.参加対象者

札幌市内に事業所を有する、又は、札幌市内で住宅リフォームの施工実績を有する事業者・団体で、既存戸建住宅の断熱改修に関心や実施意向のある方。

3.調査内容

本調査では、本市が提示する「札幌版次世代住宅補助制度（改修）」（イメージ）について、事前にご提出いただく「調査回答票」、及び、後日実施する「個別ヒアリング」を通じ、主に以下の事項に関するご意見・ご要望を収集いたします。

- ・札幌版次世代住宅基準の見直し案について
- ・補助要件・補助額等の事業内容について
- ・補助対象者へのデータ提供等の協力依頼の内容について
- ・制度（イメージ）全体に対するご意見・ご提案について

4.スケジュール

事項	日程
調査説明書の公表	令和8年8月31日（月）
質問の受付	随時受付
参加申込期間	令和8年8月31日（月）～10月30日（金）
調査回答票の提出期間	令和8年8月31日（月）～11月13日（金）
個別ヒアリングの実施	令和8年9月上旬～11月末

※日程等は変更となる可能性があります。

5.参加手続き

(1) 参加申込み

本調査にご協力いただける場合は、【参加申込フォーム】に、必要事項（事業者名、住所、ご連絡先等）を入力の上、お申し込みください。

なお、参加申込フォームによる申込みが難しい場合は、参加申込書（資料1）を郵送又はメールにてご提出ください。

参加申込みを受け付けた皆様に対して、下記の資料を速やかに送付いたします。

【送付資料】

- ・資料2 調査回答票
- ・資料3 「札幌版次世代住宅補助制度（改修）」（イメージ）

ア 参加申込期間

令和8年8月31日（月）～10月30日（金）17時00分まで

イ 参加申込フォーム

<https://forms.gle/phoE8bb6P3wDFXiv6>

(2) 調査回答票の提出

資料2「調査回答票」にご回答の上、期限までに、原則として電子メールにてご提出してください。なお、件名は【調査回答票提出】としてください。

ア 調査回答票の提出期間

令和8年8月31日（月）～11月13日（金）17時00分まで

イ 提出先

「7.問合せ先」のとおり

(3) 個別ヒアリングの実施

ご提出いただいた「調査回答票」の内容を踏まえ、市担当者よりご連絡のうえ日時を調整し、ヒアリング（面談又はオンライン形式、1回30分～60分程度）を実施いたします。

ア 実施期間

令和8年9月上旬～11月末（予定）

イ 実施方法

対面（札幌市役所本庁舎等）又はオンライン

※ヒアリングの日程・方法等については、調査回答票の受領後等に個別に調整させていただきます。

6.留意事項

(1) 参加者の取扱い

本調査への参加は任意であり、回答の有無や内容が今後の札幌市における手続き等に影響することはありません。また、本調査への参加等により、補助金の交付や特定の取り扱いをお約束するものではありません。

(2) 調査結果の取扱い

本調査で得られた情報は、「札幌版次世代住宅補助制度（改修）」の検討資料として活用するほか、今後の住宅政策等の立案等に利用いたします。

ご回答内容につきましては統計的・匿名的に処理・集計し、個別の事業者名や個人が特定できるかたちで公表・利用されることはありません。

(3) その他

- ・本調査は、「札幌版次世代住宅補助制度（改修）」の実施（補助金の交付等）を保証するものではありません。
- ・本調査でいただいたご意見やご提案が、必ずしも事業内容や補助対象条件等に反映されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- ・本調査へのご回答は、1事業者（1団体）につき1回までとさせていただきます。
- ・参加対象者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者）に該当しない事業者に限ります。
- ・参加者は、本調査を通じて知り得た情報等について、第三者に漏洩してはならないものとします。
- ・本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には、ご協力をお願いいたします。

7.問合せ先

本調査に関する問合せ先は、以下のとおりです。

担当：都市局市街地整備部住宅課住宅企画係（担当：小林・小田原） 住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北側 電話：011-211-2807 FAX：011-218-5144 Eメール： jutakukikaku@city.sapporo.jp
--